

かがわ電子自治体システム運営負担金に係る公金支出に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成21年5月13日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	中村順一
同	岡下勝彦

かがわ電子自治体システム運営負担金に係る公金支出に関する
住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成21年3月19日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（①平成20年7月24日支出の歳出管理票写し、②平成20年10月31日支出の歳出管理票写し、③平成21年1月30日支出の歳出管理票写し、④平成20年4月15日支出の歳出管理票写し、⑤市情報政策課職員作成の平成20年度利用実績一覧表写し（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、氏名不詳の高松市職員は、「かがわ電子自治体システム運営負担金」の名目で、住民監査請求をすることの可能な過去1年間に、合計2千265万9千749円の公金を無駄に違

法に支出した事実が認められる。事実証明書⑤記載の通り、利用実績は極く僅かであり、本システム参加の必要もないのに違法な公金支出を続けたのである。本件システムへの高松市の参加は平成16年度からであるから、既に1億円を超える公金が無駄に支出されているのである。香川県の全市町17市町のうち、本年4月から10市町が既に本件システムからの離脱を決定しているのである。

本件運営負担金の公金支出は、地方自治法第242条第1項に規定する違法な公金支出に該当するものであり、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の各規定にも違反する違法な公金支出である。本件住民監査請求には、本件システムの今後の負担金の支出の差し止め請求を含まない。本件システムに係る今後の公金支出の差し止め請求については、別途、住民監査請求をする予定である。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の違法な公金支出につき責任を有する者に対して違法に支出された本件金員について損害の補填をさせる等の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置

1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

2 高松市長（以下「市長」という。）に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものであ

る。

第3 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）の職員が、市参加のかがわ電子自治体システム（以下「本件システム」という。）運営協議会（以下「運営協議会」という。）に対し、本件システム運営負担金（以下「運営負担金」という。）として年間合計金2,265万9,749円を支払うことが、市民による利用実績などに照らして、違法または不当な公金の支出に該当するか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、市長に対し、本件公金支出につき責任を有する者に損害を補てんさせるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求めるというものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成21年4月6日に、証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、総務部情報政策課である。

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 市が本件システムに参加するに至った経過

ア 本件システム参加前の市の行政サービス電子化の状況

近年、インターネットなどの情報通信技術の発展・普及は、社会に急激な変革をもたらし、企業活動や個人生活などに多大な影響を与え

ており，社会基盤としての情報通信技術の重要度が増加傾向にあるところ，市は，住民サービスの向上を図るため，平成8年度において，市の公式ホームページを開設し，行政サービスの情報を発信するとともに，市が単独で運営するシステムとして，平成9年度には，高松市公共施設利用総合情報システムを，また，平成13年度には，図書館蔵書情報を含む高松市生涯学習情報システムをそれぞれ稼働させ，同ホームページ上におけるスポーツ施設や文化施設の予約を可能にし，市の行政サービスの電子化を図っていた。

イ 本件システム構築の必要性・目的とその実施状況

国は，平成13年1月に，高度情報通信ネットワーク社会を形成するための根拠を明確にするため，高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（以下「IT基本法」という。）を制定するとともに，これと時期を同じくして，政府の電子化を図るための国家的な戦略である「e-Japan戦略」を策定し，その中で，行政情報の電子的提供，申請・届出手続等の電子化を推進した。

これを受けて，香川県（以下「県」という。）は，平成13年8月に高度情報化推進計画として「かがわITみらいプラン」を策定し，その柱の一つとして「電子自治体づくり」を掲げ，「申請・届出のオンライン化の推進」を目標として，平成14年3月に，「香川県申請・届出手続のオンライン化実施計画」を策定し，その方針に沿って，高度情報化に総合的，計画的に取り組んだ。このような状況下で，県は，県内全市町に対し，県民等と県・市町との間でやり取りされる申請・届出等手続の場所と機会の拡大を図り，住民サービスの向上と，行政運営の簡素化および効率化を図るため，行政手続を電子化する電子自治体システムを共同で運営することを提唱し，市を含む県内全市町が賛同した結果，平成15年10月に，県および県内全市町から構成される運営協議会が設置され，平成16年7月から本件システムの共同運用が開始された。このシステムでは，運用可能な申請・届出等の手続について，年間申請件数が多いもの，添付書類が不要なもの，デジタル化が可能なものおよび手数料が不要なものなどの手続を中心にオン

ライン化を進め、年々、その手続の範囲を拡大させた。

ウ 市の本件システム参加とその利点

市では、財政上、単独での行政手続等の電子化への投資は、非常に厳しい状況ではあったものの、市民の生活圏の拡大やインターネット利用人口の増加に伴って変化する住民ニーズに的確に対応する必要があったため、行政手続等の電子化システムを共同で設置・運営し、資源を共用化することができれば、財政負担を軽減できるとともに、各自治体間で連携したサービスを提供することにより、広域的なサービスや統一された利用しやすいサービスを提供できるなどの利点があると判断し、本件システムへの参加を決定したものである。

市が本件システム参加前に単独で運営していた高松市公共施設利用総合情報システムおよび高松市生涯学習情報システム（以下「市単独システム」という。）については、保守業務委託料や機器等賃借料など年間約6,000万円の経費を要していたが、本件システムへ移行することにより、その経費が不要になり、本件システム参加に伴う運営負担金年間約2,500万円を負担しても、年間にその差額金約3,500万円が節約されることになり、多大な経費の縮減が図れることになる上、市の一部の手続において、インターネットを利用した電子的な申請・届出が可能となるなど、住民サービスの拡大を図る基盤が形成されるものであり、市は、本件システム参加に大きい意義を認めている。

(2) 本件システムの概要

ア 本件システムによって市民に提供できる行政サービス

本件システムは、従来は紙ベースで行われていた申請・届出などの市に対する行政手続を、自宅や事業所などに設置されているパソコンなどを使用し、インターネットを通じて電子的に行うことを可能にするとともに、市の各種施設の利用予約もできるものであり、これによって市民に提供できる行政サービスは、広範かつ多岐にわたるものが考えられており、その範囲は着実に拡大されている。

市は、本件システム参加直後の平成16年9月に、本件システムに

よりスポーツ施設の予約を開始したのに続き、同年10月には水道使用開始申込みや中止届など8手続の電子申請の受付を開始した。そして、平成17年1月に施行された「高松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」に基づき、従来、条例等において書面で行うこととなっていた、住民票の写し等の請求や税関係の証明書交付申請など23手続について、電子申請・届出サービスを追加している。その後、平成19年度において、文化施設の予約を開始したことなど若干の手続数の増減を経て、平成21年4月1日現在、市が提供しているサービスは、下表のとおりとなっている。

	No	手 続 名 称
申 請 ・ 届 出	1	水道使用開始申込
	2	水道使用中止届
	3	水道使用者変更届
	4	バザー開設報告
	5	結核定期健康診断結果報告
	6	インフルエンザ予防接種自己負担金免除申請
	7	指定医療機関の変更の届出
	8	指定介護機関の変更の届出
	9	住民票の写し交付請求
	10	所得関係証明交付申請
	11	納税証明書交付申請
	12	固定資産証明書交付申請
	13	軽自動車税納税証明書（車検用）交付申請
	14	法人設立（開設）申告書
	15	法人異動届出書
	16	犬の死亡届
	17	犬の所在地変更届
	18	低体重児の届出
	19	環境プラザ使用申請
	20	危険物等荷役許可申請
	21	介護給付費（療養介護医療費）・訓練等給付費支給申請書
	22	介護給付費（療養介護医療費）・訓練等給付費支給変更申請書
	23	地域生活支援事業利用（利用量変更）申請書
	24	行政文書公開請求
施 設 予 約	1	スポーツ施設利用申請 （高松市総合体育館や朝日町庭球場など39施設）
	2	文化施設利用申請 （高松市生涯学習センターや中央図書館など4施設）

イ 本件システムの運用とその実施組織

本件システムは、運営協議会により運営されているが、運営協議会では、その運用に関し、かがわ電子自治体システム運営協議会会則（以下「運営協議会会則」という。）およびかがわ電子自治体システム運営要綱（以下「運営要綱」という。）を制定している。運営協議会会則第2条では、運営協議会は、会員である県および県内の全市町が、住民サービスの向上や行政運営の簡素化および効率化を図るため、本件システムを共同で運営することを目的とすることを定め、同会則第3条で、本件システムの運営、会員間の連絡調整、その他協議会の目的を達成するために必要な事業を実施すると規定している。そして、同会則第4条で、役員については、会長1名、副会長1名および監事2名を定め、会長には、県政策部情報政策課長を、副会長には、会長が指名する市町の情報化担当課長を、監事には、県市長会会長の属する市および県町村会会長の属する町のそれぞれの情報化担当課長をもって充てることとし、同会則第6条および第7条で、予算、決算、その他運営に関する重要事項については、会長が会員を招集し、総会で議決する旨規定している。また、同会則第9条および第10条では、運営協議会の事務を処理するため、県政策部情報政策課内に事務局を置き、運営協議会の経費については、会員からの負担金およびその他の収入をもって充てる旨規定している。

ウ 本件システム利用に伴う費用負担

本件システム利用に伴って県や市町が負担する費用は、次のとおりと定められている。

（ア） 運営負担金

運営要綱第3条で、運営協議会の会員である県および市町は、本件システムの利用団体とされ、同要綱第8条では、利用団体は、本件システムの運営期間の各年度において、次に掲げる実費相当の費用を負担金として負担するものとされている。

a 基本サービス料

これは、本件システムの基本サービスの提供のため、本件シス

テムの開発および運用を委託している(株)エヌ・ティ・ティドコモ四国(以下「受託者」という。)に対して支払われるもので、この内訳は、基本委託料および予備費となっており、予備費は、本件システムの機能追加・変更等に要する費用である。

b 付加サービス料

これも、基本サービス料と同様、受託者に対して支払われるものであり、県および市町の新規に追加される申請・届出および予約施設の電子フォーム作成・登録およびセットアップ、市町に対して実施される研修ならびに職員認証用ICカード発行に要する費用である。

c システム監査費

運営要綱第7条において、運営協議会は、受託者が実施する業務について、システム監査人を指定して、システム監査を実施するものとされており、それに要する費用である。

d 運営事務費

本件システムの運営に要する事務費用で、消耗品費、通信運搬費などである。

e 調達事務費

本件システムの構築・運用業務を第三者に委託する際に要する事務費用の実費(人件費等)となるものである。

(イ) 利用団体ごとの運営負担金の額の算定根拠

運営要綱第9条において、運営負担金の負担方法として、利用団体は基本サービス料と運営事務費の合計額の2割に相当する額を均等割で負担し、残りの8割については、利用団体の人口(平成12年10月国勢調査結果)および事業所数(平成13年事業所・企業統計調査結果(確報))の合計の割合で按分して負担することと規定されている。そして、付加サービス料については、それぞれの実績に応じて負担し、システム監査費については、利用団体が均等割で負担するものとされている。また、調達事務費については、県が全額を負担するものと規定されている。

なお、平成21年度以降の運営負担金については、その算定根拠をより明確にするため、均等割部分、事業所割を廃止し、人口按分のみで算出することと改められている。

(3) 市民による本件システムの利用状況

ア 現在までの利用実績

本件システムの運用が開始された平成16年度から平成20年度までの本件システムにおいて市民が利用可能な申請・届出、施設予約の利用件数および全体の件数に占める利用率は、次表のとおりである。

年度	申請・届出			施設予約		
	総件数	本件システム 利用件数	利用率 (%)	総件数	本件システム 利用件数	利用率 (%)
16	330,047	52	0.02	22,880	20,658	90.29
17	329,481	165	0.05	46,462	41,950	90.29
18	380,270	255	0.07	62,287	51,055	81.97
19	365,356	314	0.09	76,559	60,689	79.27
20	328,322	365	0.11	88,071	71,600	81.30

本件システムによる申請・届出の利用率については、年々、若干の増加がみられているものの、依然として低い状態で推移している。一方、施設予約については、平成16年度当初から、多くの市民に利用されており、高い利用率となっている。

イ 将来の利用予測と市の対応

市は、住民による本件システムの利用が、施設利用予約の分野では十分機能しているものの、各種申請・届出の分野では十分に機能せず、低調に推移していることに留意し、その原因を究明したところ、本件システムを利用した申請・届出の多くが、証明書交付や交付手数料支払のため、パソコンからの入力だけで手続が完結しないものが多いこと、また、本人確認のための個人の認証いわゆる「公的個人認証」が必要な手続では、あらかじめ氏名、住所、住民票コードなどを記録した住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の交付を受けるとともに、その住基カードを読み取る機器を購入しなければならな

いことなどの事情が原因となっていることが判ったので、利用率向上のため、ホームページ上での利用啓発や、従前は手数料が必要であった住基カードの発行を無料にするなどの取組を実施している。

また、市は、平成20年2月に策定した第5次高松市総合計画におけるまちづくりの目標のひとつである「道州制時代に中枢拠点性を担えるまち」の中で、「インターネットの急速な普及などによる高度情報通信社会に対応できる拠点機能の強化」を掲げ、平成20年3月には、市の情報化推進の根幹的指針として「～すべての市民が情報化の恩恵を享受・実感できる地域情報化の推進と簡素で効率的な行財政システムの構築を目指して～」を基本理念とする「高松市情報化推進計画」を策定した。そして、市は、その計画の中で、基本理念を達成するための目標として「行政サービスの向上」を掲げ、電子申請・届出の対象手続の拡大と利用率向上を挙げている。

その一方、市は、今後、現在利用できる手続について、手続自体の簡素化、各種講座の申込みなどができる簡易な申請手続の追加、さらには、利用率の向上が見込めない手続の廃止も含め、全般的な見直しを実施するとともに、手数料等の電子的な収納や電子的な証明書を発行する仕組みづくりなどを進め、将来的には、申請から証明書の発行まで、人手を介さず自動的に行えるようにするなど、より多くの市民が利用できる基盤作りに努めていくこととしている。

(4) 市による本件システム運営負担金支出事務の状況

ア 本件住民監査請求の対象となった運営負担金の額の算定

市の本件システム利用に伴う運営負担金は、運営協議会に対し、各年度において、4期に分けて支払うこととなっており、年度当初に運営協議会から年間の負担予定額の通知があり、各期の支払時にその都度請求がある。

本件請求の対象となっている運営負担金2,265万9,749円の内訳は、平成19年度の第4四半期分585万3,749円、平成20年度の第1四半期分560万2,000円、第2四半期分560万2,000円、第3四半期分560万2,000円である。それら

の金額確定の根拠となる人口・事業所数および積算基礎数値については、それぞれの請求書に添付されている資料において次表のとおり記されている。なお、平成20年度までの本件システムの参加団体数は全18団体である。

<人口・事業所数>

団 体	人口・事業所数割		
	人 口 数	事業所数	計
高 松 市	416,680	25,378	442,058
参加市町計	1,022,890	57,335	1,080,225
香 川 県	1,022,890	57,335	1,080,225

注 人口は、平成12年10月国勢調査、事業所数は、平成13年事業所・企業統計調査（確報）によるものである。

<運営負担金積算基礎>

単位 円

内 訳		平成19年度	平成20年度
基本サービス料	基本委託料	127,659,447	128,205,000
	予 備 費	928,200	10,000,000
付加サービス料（高松市分）		284,025	42,000
シ ス テ ム 監 査 費		892,500	—
運 営 事 務 費		80,034	2,940

注1 金額には、消費税および地方消費税が含まれている。

注2 付加サービス料は、それぞれの団体の実績に応じて負担することになっているため、高松市のみの金額を記載している。

市の運営負担金は、これらの数値を用いて、運営要綱に規定されている負担方法に基づき、次表のとおり適正に算出されている。

<市の運営負担額>

単位 円

内 訳		平成19年度	平成20年度
基本サービス料	基本委託料	22,315,151	22,410,515
	予 備 費	162,251	1,748,021
付加サービス料（高松市分）		284,025	42,000
シ ス テ ム 監 査 費		49,583	—
運 営 事 務 費		13,990	513
合 計		22,825,000	24,201,049

注 金額には、消費税および地方消費税が含まれている。

平成19年度の第4四半期分の運営負担金585万3,749円は、平成19年度の合計金額である2,282万5,000円から既に支出済みである第1四半期から第3四半期分を除いた額であり、平成20年度の第1四半期から第3四半期分の各運営負担金560万2,000円は、基本委託料および運営事務費の合計である2,241万1,028円のおおむね4分の1に当たる額である。

イ 支出事務の一連の流れ

市は、運営協議会から請求書および明細書の提出を受けた後、それらの内容を精査した上で、その支出に当たり、高松市会計規則（以下「会計規則」という。）に基づき、運営負担金に係る支出負担行為何を起案し、当該事項の決裁者である副市長の決裁を受けた上で、支出負担行為決議兼支出命令に係る歳出管理票を作成し、情報政策課長の決裁を受け、出納室での審査を経て、運営負担金を支出することとしている。

(5) 本件システムから県内10市町が離脱表明したことに対する市の対応方針

本件システムの共同運営に参加している自治体のうち、10市町が費用対効果、利用低迷などを理由として、平成20年度をもってシステムが更新されることを契機に、本件システムから離脱し、平成21年度からは、県と7市町により本件システムが運営されることとなった。

市は、本件システムに参加することで、大幅な経費の縮減が図れている上、本件システムの利用による施設予約については、高い利用率で十分機能しており、その点だけでも本件システム利用の効果は十分認められると評価しており、本件システムは、市民の利便性の維持・向上を図る上で不可欠なシステムとして、費用対効果の観点からも何ら問題はないものと認識している。

なお、市は、平成21年度からシステムが更新されることに伴い、全体の運用経費が減少することから、従前の年度よりも運営負担金が減額となるとともに、平成21年度以降に本件システムから離脱する

市町があったとしても、残った市町の負担金に変更はなく、不足分は県が負担することとされていることなどの事情からみて、その負担が軽減されることはあっても、増加することはない状況にあるので、継続して本件システムの共同運営に参加することを決定している。

2 監査委員の判断

(1) 市の本件システム参加の必要性・有用性・適法性について

請求人は、市が本件システムにより提供する行政サービスの市民の利用実績がごくわずかであり、これに参加する県内全17市町のうち10市町が、平成21年4月から本件システムより離脱することを決定している事実を照らして、本件システムへの参加は必要がない旨主張しているため、まず、この点について検討する。

市は、インターネットなどの情報通信技術の急激な発展・普及に伴い変貌を遂げる社会や住民ニーズに対応するため、かねてから情報化に即した情報基盤整備やサービスの向上に努めてきたが、本件システムは、「監査により認められた事実」の(1)のアおよびイで明らかなおおりに、IT基本法が制定されたことに伴い、国および県において「行政の電子化」が推進される中で、それを県および県内の市町において具現化するための重要な基盤として構築されたものであり、市の本件システムへの参加は、市における情報化推進ならびに国および県の情報化施策との整合性保持の観点から有意義なものであり、必要かつ有用なものであると考えられる。そして、本件システムは、行政手続の場所と機会の拡大、住民サービスの向上および行政運営の簡素・効率化を図ることを目的としているため、市の情報化の推進に大きく寄与するものであると評価できる上、IT基本法第11条において、地方公共団体は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有すると規定されている趣旨に沿うものであり、市の本件システムへの参加自体には、何ら違法はないものと判断する。

そこで、本件システムの市民による利用状況から、その必要性や有

用性を検証するに、市においては、「監査により認められた事実」の(3)のアで明らかなおおり、本件システム上における申請・届出の分野だけをみると、年数が経過するにつれ、若干の増加がみられるものの、決して十分な利用率であるとは言えないが、施設利用予約の分野では、供用開始当初から、総予約件数22,880件のうち90.29パーセントを占める20,658件が本件システムを利用して行われており、その後、利用率は幾分減少しているものの、利用件数は増加の一途をたどり、平成20年度では、総予約件数88,071件のうち81.30パーセントを占める71,600件が本件システムを利用して行われている実績があり、現時点においても、本件システムによる施設利用予約が、市民にとって欠かすことのできないサービスとなっていることは明らかである。そして、「監査により認められた事実」の(1)のウおよび(5)でも明らかなおおり、市は、本件システムの共同運営に参加することで、①市単独システムを運用していたときよりも安価な費用での運営が可能となった上、市単独システムより利用範囲が大幅に拡大され、費用負担の軽減につながっていること、②本件システムの申請・届出の分野における利用状況は、現時点で低調であるものの、施設利用予約の分野の利用状況は極めて良好であり、この分野だけの利用でも、本件システムは有効に機能し、費用対効果の観点からみて、何ら問題がないこと、③もし仮に本件システムから離脱するとすれば、それに代わる相応のシステムを構築して稼働させなければならず、そのためには、逆に多額の経費がかかり、大きい経済的損失が生じること、④平成21年度以降の市負担金についても、システム更新により運用費用の削減が図られる見込みであるため、参加している自治体が減少しても、従前より大幅に軽減される予定であることなどの事情が認められ、これらを総合的に考察すると、市が本件システムの参加を継続することは当然なことであり、何ら問題はないものと言わなければならない。

また、県内10市町が本件システムから離脱を決定した理由は定かではないものの、本件システムに参加している自治体によっては、事

業のみが先行してしまい、住民ニーズに合わないことから費用対効果が一向に表れず、その自治体の財政状況などを考えて、離脱を決断せざるを得ない状況になってしまうことも十分に考えられ、各自治体が独自の判断で決定したものであろうが、その理由は、市には該当せず、本件システムの申請・届出分野の利用実績が、現時点では、ごくわずかなものに推移していることの理由をもって、本件システムの参加の必要はないという請求人の主張には理由がないものと言わなければならない。

そして、本件システムは、「監査により認められた事実」の(3)のイで明らかなおおりに、今後における市の情報化の推進計画においても欠かすことのできないものであるとともに、市としても、利用率の向上に向け、様々な取組を実施している段階であることから、現時点の申請・届出の利用率が低いという理由のみをもって、市の本件システム参加の必要はないと強弁することは、失当である。

以上の検討から明らかのように、市が本件システムに参加することの必要性および有用性は十分に認められ、何ら違法なものはないものと判断されるので、この点に関する請求人の主張は何ら理由がないものと言わなければならない。

(2) 公金から運営負担金を支出することの適法性・相当性について

次に、請求人は、市職員が、公金から本件システム参加の運営負担金を支出することは、違法または不当な公金支出に該当し、市に運営負担金相当額の損害を与えている旨主張しているので、この点について検討する。

本件システム参加による運営負担金の支出については、「監査により認められた事実」の(2)のアおよびイで明らかなおおりに、本件システムは、協議会を構成する県および複数の市町で共同運営しており、その構成員が運用費用を負担しなければならないことは、受益者負担として当然なことであり、市は、その協議会の構成員である会員として、本件システム利用の利益を受けているので、本件システムの運営費を負担する義務を有しており、運営負担金は、当然に支払わなけれ

ばならないものである。そして、市が負担する運営負担金は、市および市民にとって必要かつ有益な本件システム利用の代価ともいうべきものであり、これを公金から支出することには何ら違法性はなく、適法なものとして認められる。

また、市が支払う運営負担金の額については、「監査により認められた事実」の(2)のウおよび(4)のアで明らかなおおりに、運営協議会が制定した運営要綱に基づき適正に算定されたものであり、適正かつ相当なものとして認められ、その支出事務についても、「監査により認められた事実」の(4)のイで明らかなおおりに、本件運営負担金は、会計規則に基づき、適正な事務手続により支出されていることが明らかであり、何ら違法・不当な点は見当たらず、請求人の主張には理由がないものと言わなければならない。

(3) 本件公金支出における法第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定違反の有無について

最後に、請求人は、本件公金支出は法第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定に違反している旨の主張をしているので、この点について検討する。

請求人が主張する法第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定は、地方公共団体が、その事務を行うに当たり、必要な経費を支出する場合、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという趣旨を規定しているものである。本件運営負担金に係る公金支出については、前項までに論述しているところから明らかなおおりに、正当な理由で、適正な手続によって行われ、適正に算定された最少の経費で最大の効果を挙げているものとして認められ、前記各規定に違反するものは何ら見当たらず、違法なものとは言えない。

また、その支出が市に損害を与えたものとは到底認められず、請求人の上記主張には何ら理由がないものと言わなければならない。

以上、検討のおおりに、請求人の主張は、いずれも理由がなく、失当である。よって、本件措置請求には、理由がないものと判断する。